



四日市商工会議所と輸出促進に係る連携協定を締結しました

東海農政局は、5月16日、四日市商工会議所（三重県四日市市）と輸出促進に係る連携協定を締結しました。この協定は、両者が緊密な協力関係の下で、東海地域の農林水産物・食品の輸出の拡大に貢献することを目的とするものです。

四日市商工会議所は、全国の商工会議所で唯一輸出事業計画を策定し、農林水産事業者や食品事業者の輸出を支援しています。

東海農政局は、これまでも四日市商工会議所と連携し、東海地域の農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでいましたが、本協定の締結を契機として、さらに両者間の連携を深め、取り組みを強化させていきます。

農林水産省東海農政局と四日市商工会議所 連携に関する協定書 締結式



協定書を手に記念撮影を行う、四日市商工会議所 小川 謙会頭（左）と東海農政局 秋葉局長（右）

連携の内容

1. 輸出に向けた必要な情報や国等の輸出促進施策を事業者に普及し、事業者の輸出に対する機運を醸成します。
2. 輸出を目指す事業者に対し、輸出の開始や輸出量の拡大を実現するための伴走支援および先導支援を行います。
3. 輸出商社等と連携し、海外における農林水産物・食品の需要を的確に把握するとともに、事業者への情報提供を通じ、輸出を拡大するためのマッチング支援を行います。
4. その他輸出に関する事項について、相互に協力を行います。

お問合せ先 経営・事業支援部 輸出促進課 TEL 052-223-4619

詳細はこちら



農産物の環境負荷低減の取り組みの「見える化」を紹介します

農林水産省は、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全など、環境にやさしい取り組みで生産された農産物の「見える化」を後押しするため、「みえるらべる」の使用を推進しています（令和7年4月末時点で、全国で862件、販売店舗等1,011か所で取り扱い）。「みえるらべる」を目印に、農産物を選んでみませんか。

「みえるらべる」とは

見る × 選べる
みえるらべる

生産者が行った環境にやさしい取り組みを農林水産省に登録し、取組内容に応じた星印の数（右図参照）で等級をラベルに表示して農産物等に貼り付けています。

東海3県（岐阜・愛知・三重）の
販売先はこちら



温室効果ガス削減への貢献

その地域での慣行栽培と比較して、温室効果ガス排出が何割削減されたかを評価しています。

- ★ : 削減貢献率 5%以上
- ★★ : 削減貢献率 10%以上
- ★★★ : 削減貢献率 20%以上



生物多様性への配慮（※米に限る）

温室効果ガス削減貢献の追加指標とし、合わせて表示することができます。

【対象品目 24品目】

穀類：米

野菜：トマト、キュウリ、ミニトマト、なす、玉ねぎ、白ねぎ、ほうれん草、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ピーマン

果実：リンゴ、温州みかん、ぶどう、日本なし、もも、いちご

いも：ばれいしょ、かんしょ

その他：茶

- ★ : 取組の得点1点
- ★★ : 取組の得点2点
- ★★★ : 取組の得点3点以上

お問合せ先 生産部 環境・技術課 TEL 052-746-1313

詳細はこちら



食育月間（食育に関するパネル展示）

6月は食育月間です。国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることができることや、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

食育月間における食に関する情報発信として、以下の会場で「災害への備え」「共食の機会の提供」「食品ロスの削減」など、東海地域における食育推進活動のパネル展示を行います。ぜひお立ち寄りください。

食育に関するパネル展示会場

- | | | |
|--------------------|-----------|-------------|
| ○ 東海農政局 消費者の部屋 | （名古屋市中区） | 6月17日～6月30日 |
| ○ 愛知学泉大学 | （愛知県岡崎市） | 4月17日～7月25日 |
| ○ 高山市役所 | （岐阜県高山市） | 5月30日～6月13日 |
| ○ 名古屋文理大学 | （愛知県稲沢市） | 6月2日～6月6日 |
| ○ 名古屋市南図書館 | （名古屋市南区） | 6月3日～6月27日 |
| ○ 春日井市役所 消費生活展2025 | （愛知県春日井市） | 6月12日～6月13日 |
| ○ 愛知学院大学 | （愛知県日進市） | 6月16日～6月26日 |
| ○ マーサ21 みんなの作品展 | （岐阜市） | 6月18日～7月9日 |

お問合せ先 消費・安全部 消費生活課 TEL 052-223-4651



昨年度の展示（名古屋市南陽図書館）



食育月間の
詳細はこちら

東海管内3団体が第9回食育活動表彰を受賞

農林水産省は、食育を推進する優れた取り組みが全国に展開することを目的に、「食育活動表彰」を実施しています。

このたび、「第9回食育活動表彰」において、東海学院大学（岐阜県各務原市）、知多市健康づくり食生活改善協議会（愛知県知多市）、尾鷲市・尾鷲市教育委員会（三重県尾鷲市）が消費・安全局長賞を受賞しました。



食育活動表彰の
詳細はこちら



持続可能な農業をやってみよう【食育】プロジェクトチーム（東海学院大学） 消費・安全局長賞（食育推進ボランティアの部）

地域の特産野菜「各務原（かかみがはら）にんじん」のPR活動を中心に、食品残さの堆肥化や料理教室を通じた食品ロスの削減、栄養学の知識をいかしたライフステージ別の食育活動に取り組んでいます。また、にんじんの歌や幼児向け体操、料理動画、レシピ本出版などを通して、食への関心を高めてもらうための活動をしています。これからもZ世代ならではの視点をいかし、「にんじん愛」を胸に活動を続けていきます。

知多市健康づくり食生活改善協議会 消費・安全局長賞（食生活改善推進員の部）

小学生親子を対象にしたクッキング教室や高校生向けの食育講座、男性を対象としたクッキング教室、高齢者サロンでの講話など幅広い世代に向けた食育活動を実施しています。また、市の広報誌を活用してアイデアレシピを発信するなど全世代に健康づくりの輪を広げることを目指して取り組んでいます。今後も会員一同力を合わせ、地域に根差した食育活動を楽しみながら取り組んでいきます。



尾鷲市・尾鷲市教育委員会 消費・安全局長賞（教育等関係者の部）

市内の幼児や小中学生を対象に、学校での学習の時間を使って、実際に水産物を「見る」「触れる」「食べる」といった体験や水産現場、魚食の意義について学ぶ食育活動を実施しています。実際に、保育園での出前水族館、小中学生が魚をおろして調理をする取り組み、間伐材を使ってアオリイカの産卵床を作る活動をしています。地域資源としての水産物に対する関心を高め、将来の持続可能な水産業を支える担い手の育成にもつながることを期待しています。

お問合せ先 消費・安全部 消費生活課 TEL 052-223-4651

農作業中の熱中症にご注意ください

令和7年4月に発表された気象庁の3か月予報（5月から7月）によると、日本の多くの地域で例年より暑くなることが予想されており、より一層の熱中症対策が必要です。

農作業中の熱中症対策

20分おきに 休憩水分・塩分補給

- ・涼しい日陰などで作業着を脱ぎ、体温を下げましょう。
- ・のどが渴いていなくても、20分おきに毎回コップ1～2杯以上を目安に水分補給しましょう。

仕事場における救急搬送人員数
(令和6年)



※消防庁「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」より
※仕事場：田畑、森林、海、川等 ※農・林・畜・水産作業を行っている場合のみ) の区分
出展：農林水産省技術普及課「熱中症対策研修テキスト」

熱中症になったときの応急処置

① 作業を中断

(代表的な症状)

- ・汗をかかない、体が熱い
- ・立ちくらみ、吐き気、頭痛
- ・脱力感、判断力低下

② 応急処置

- ・涼しい環境へ避難
- ・衣服をゆるめ体を急速冷却
- ・水分・塩分を補給



③ 病院へ

後悔する前に
119番通報

応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関で診療を受けましょう!!

・熱中症警戒アラート
とMAFFアプリの連携

・熱中症対策アイテム
の活用も心がけましょう!



詳しくはこちらをチェック!

農林水産省ウェブサイト「農作業安全対策」



お問合せ先 生産部 環境・技術課 TEL 052-746-1313

お茶をはじめてみよう「チャチャとお茶生活キャンペーン」始めます

農林水産省は、多くの人においしく手軽に日本茶を飲んでいただけるよう、お茶産地や関連事業者からの情報を受け、キャンペーン特設サイト・SNSにて、お茶の魅力について情報発信を始めます。

特設サイトは
こちら



お茶産地、お茶関連事業者の皆さまへ

ぜひ、日本茶をおいしく手軽に飲める工夫や取り組みに関する情報をお寄せください。

お寄せいただくメッセージの例

【ティーバッグで水出し茶】

水出し茶は、水に茶葉を直接加え、数時間冷蔵庫で冷やしておくことでできあがり。カフェインの抽出量が抑えられるため、就寝前に飲んだり、子どもが飲んだりするのにオススメです。ティーバッグを使えば、簡単に水出し茶をつくることができます! ぜひ、試してみてください。

【おいしい抹茶が手軽に飲める!】

シェイカー付きの抹茶スティックもあります! 持ち運びも可能で、抹茶がどこでも楽しめます。

応募先等、
キャンペーン
詳細はこちら



この飲み方がいいね、
試してみよう!



消費者は
お茶の楽しみ方に
関する情報をゲット



画像を添えると効果的

農林水産省から
情報発信



キャンペーンのお問合せ先 農林水産省農産局果樹・茶グループ
TEL 03-6744-2194 電子メール: nihoncha_kurashi@maff.go.jp

お問合せ先 生産部 園芸特産課 TEL 052-223-4624

土地改良法等の一部を改正する法律の概要

土地改良法等の一部を改正する法律が、3月31日に成立し同日公布され、4月1日に施行されました。
この改正を踏まえ、土地改良長期計画についても見直すこととしています。

背景

- ・標準耐用年数を超過する基幹的農業水利施設が大半を占めていく中、その計画的な更新が必要
- ・また、地域の農業水利施設等の保全に関する共同活動が将来的に立ちゆかなくなる可能性もあることから、適切かつ継続的な保全体制の確立が急務
- ・災害の激甚化及び頻発化、施設の老朽化等によるリスクの増加を踏まえ、土地改良施設の被害について事前の対策と事後的な対応を拡充する必要
- ・農業者が減少する中で、地域の実情を踏まえたきめ細かな基盤整備や、スマート農業の導入等のための情報通信基盤の整備の促進が必要
- ・こうした背景から、食料・農業・農村基本法に農業生産の基盤の整備に加えて「保全」に必要な施策を講ずることが明記されたところ

法律の概要

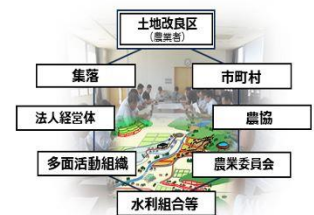
1. 目的および土地改良長期計画に係る規定の見直し

改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して、目的および土地改良長期計画に係る規定を見直し

2. 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置

農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により、基幹的な農業水利施設（頭首工、用水機場等）の更新事業を実施できる制度の創設

地域の関係者が議論する枠組み



3. 地域の農業水利施設等の保全に関する措置

- ①土地改良区が、市町村その他の関係者と連携して、「連携管理保全計画」を作成し、都道府県知事の認可を受け、土地改良施設および末端施設の保全を行う仕組みを創設
- ②認可を受けた計画に基づく土地改良区の合併について手続を簡素化等

4. 防災・減災、国土強靱化のための措置

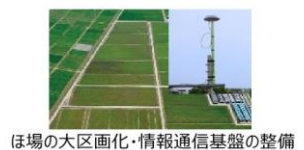
- ①急施（※）の防災事業について、**損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強等の事業を追加**
- ②急施の復旧事業について、
 - ・**原形復旧だけでなく再度災害の防止のための事業を追加**
 - ・**突発事故被害と類似の被害を防止するための事業を追加**

（※）急施：農業者の申請・同意なく特例的に急速に事業実施できる手続



5. スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置

- ①農地中間管理機構関連事業の拡充
 - ・都道府県に加え**市町村**を事業実施主体に追加
 - ・賃借権等に加え農地中間管理機構が**所有権**を有する農用地を対象に追加
- ②情報通信環境整備事業の創設
 - ・土地改良区が、都道府県知事の認可を受けて情報通信環境を整備する事業を創設



6. その他の所要の措置

土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置

施行日

令和7年4月1日

お問合せ先 農村振興部 土地改良管理課 TEL 052-223-4621

【編集後記】

梅雨入りの季節を迎えましたが、極端な雨量や渇水にならないのであれば良いのですが…

私たちの生活や植物には欠かせない恵みの雨。夏に向けて、私はそうめんの薬味用にプランターでしそを育て始めました。

<編 集> 東海農政局 企画調整室 TEL 052-223-4610

<ウェブサイト> <https://www.maff.go.jp/tokai/>

東海農政局



「食・農びっくあっぷ」メールマガジンのウェブサイト登録はこちら

